

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示

（建設のためのサービス、その他技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記四に定める調達の対象外です。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和3年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和3年3月5日

国立大学法人室蘭工業大学

経理責任者 事務局長 阿部英樹

1 業務概要

- (1) 業務名 室蘭工業大学附属図書館改修その他設計業務
- (2) 業務内容 附属図書館の改修に係る建築実施設計業務。（設備設計業務も含む。）
- (3) 履行期限 令和3年9月30日（木）
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ① 文部科学省における令和3・4年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者で主たる業務が「建築」であること。
 - ② 経営状況が健全であること。
 - ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
 - ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ⑤ 平成17年度以降に、元請けとして設計完了した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上2階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の校舎、図書館又は庁舎の新営又は改修工事に係る実績を有すること。
 - ⑥ 北海道内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
 - ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
 - ③ 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性
 - ④ 課題についての提案
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性
課題：環境及び省エネルギーに配慮した図書館の改修設計について

3 手続等

(1) 担当部局

〒050-8585 室蘭市水元町27番1号

室蘭工業大学施設課施設マネジメント係

電話 0143-46-5072

E-mail sikikaku@mmm.muroran-it.ac.jp

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和3年3月5日（金）から令和3年3月17日（水）までとし、「室蘭工業大学HP」よりダウンロードすること。

(http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/bid_info/pw_info/aft.html)

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

令和3年3月17日（水）17時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(1) に同じ。

持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

令和3年4月5日（月）17時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(1) に同じ

持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は

履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

記3(1)に同じ

(8) 記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが、記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(9) 詳細は説明書による。